

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定細則

「災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書」第2条及び第9条の規定に基づき、寒川町（以下「甲」という。）と神奈川県寒川高等学校（以下「乙」という。）との間において、寒川町内に災害による被災者が発生した場合における避難施設として、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することについて、次のとおり細則を締結する。

（使用場所について）

第1条 甲が避難施設として使用可能な場所は、乙の施設のグラウンド及び体育館（体育室、ステージ、卓球場、武道場、1階トイレ）とする。ただし、災害状況により甲乙協議のうえ使用場所を別に定めることができる。

（施設の使用要請等について）

第2条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは乙に対し、乙の施設を使用することについて要請するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者の要請又は乙の判断により本協定に基づき施設を使用させることができる。

（教職員不在時の対応について）

第3条 乙は、乙の施設である体育館の体育室、武道場及び体育館トイレの鍵を甲へ貸与する。
2 甲は、鍵を取り扱う者を指定し、取扱者及び保管場所を乙に報告するものとする。
3 甲は、鍵の取扱者を変更した場合は、速やかに乙へ報告するものとする。
4 鍵の取扱者は、乙の施設を使用するとき及び使用したときは、甲及び乙へ報告するものとする。

（甲が設置した防災倉庫について）

第4条 甲は、乙の施設内に甲が設置した防災倉庫（以下「防災倉庫」という。）内の防災用品の使用が必要であると認めるときで乙の施設に甲の職員が不在の場合、乙に防災倉庫の開錠を要請できるものとする。
2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者の要請又は乙の判断により本協定に基づき防災倉庫の内防災用品を使用させることができる。
3 甲は、防災倉庫の鍵を乙へ貸与する。
4 乙は、鍵を取り扱う者を指定し、取扱者及び保管場所を甲に報告するものとする。
5 乙は、鍵の取扱者を変更した場合は、速やかに甲へ報告するものとする。
6 鍵の取扱者は、防災倉庫の開錠又は防災用品を使用したときは、乙及び甲へ報告するものとする。

（防災訓練について）

第5条 甲が、乙の施設を使用して防災訓練を実施する場合は、事前に文書を持って乙に協力要請をするものとする。
2 乙は、甲から事前に協力要請を受けたときは、極力これに応じるよう取り組むものとする。

（協議事項等）

第6条 この細則に疑義等が生じた場合には、その都度甲と乙が協議を行うものとする。
また、乙から申し出のあった場合、本細則を変更できるものとする。

（有効期間）

第7条 この細則は、平成23年10月7日から効力を発するものとし、甲、乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自その一通を保有するものとする。

平成23年10月7日

甲 高座郡寒川町富山165番地
寒川町
町長 木村俊雄



乙 高座郡寒川町一之宮9丁目30番1号
神奈川県立寒川高等学校
校長 高瀬賢司

